

(1) 災害対策基本法とは

- ・昭和34年伊勢湾台風を契機に制定
- ・災害対策全体を体系化
- ・防災に関する責務の明確化
- ・総合的防災行政の整備、計画的防災行政の整備
(中央防災会議、防災基本計画、地方防災会議、防災計画等)

(2) 災害対策基本法における国、都道府県、市町村の役割(:責任主体、- :記載なし)

| | 災害対策本部の設置 | 防災計画 | 災害応急対策等 | |
|------|-----------|------|---------|------|
| | | | 避難指示 | 応急措置 |
| 国 | | (義務) | - | (義務) |
| 都道府県 | | (義務) | (*) | (義務) |
| 市町村 | | (義務) | | (義務) |

(*) 都道府県知事は、市町村がその全部又は大部分の事務を行うことが出来なくなったときは、当該市町村長に代わって実施しなければならない。

非常事態に関わる他の法律

原子力災害対策特別措置法: 原子力緊急事態の発出

安全保障会議設置法 : 内閣総理大臣は重要緊急事態への対処に関する重要事項について、会議に諮らなければならない。

(参考) 近年の災害対策基本法の見直し動向

平成23年3月11日 東日本大震災

平成24年6月改正 「防災対策推進検討会議中間報告」(平成24年3月)に沿って改正

大規模広域な災害への対応

(第五章災害応急対策に**第五節広域一時滞在**、**第六節物資等の供給および運送**の追加)

平成24年7月 「防災対策推進検討会議最終報告」

今後、最終報告を踏まえ、順次改正

災害対策法制見直しの全体像

東日本大震災の教訓・課題を受け、行うべき防災対策の全般的見直し

◇災害から生命を守るために

- ・物資輸送は被災地の要請がなくても送り込む「プッシュ型」の構築、民間との連携に留意

◇被災地を支える体制づくり

- ・大規模災害時における都道府県や国の調整による地方公共団体間の支援の仕組みの強化や、そのための受援計画の明確化
- ・都道府県が広域避難に関する指示・調整を行うことができる仕組みの確立
- ・市町村機能が著しく低下した場合や災害緊急事態における都道府県や国の対応のあり方を検討

◇ニーズに応じた避難所運営

- ・避難所の位置付けの明確化

◇スピード感、安心感がある被災者支援

- ・体系的な被災者支援制度への見直し検討

◇復旧・復興をスムーズに成し遂げるための仕組み

- ・復興の枠組み検討と震災時の特別対策で有効なものは直ちに発動できる方策の確立

◇大災害を生き抜くための日頃からの備え

- ・ハード・ソフトが一体となった「減災」や、「自助」「共助」等の明確化検討
- ・様々な組織・機会での防災教育、教訓の伝承・定着、訓練の推進
- ・多様な主体(国・地方・民間事業者・ボランティア・自治組織等)の連携共同による社会の総力を挙げた対策強化

平成24年通常国会で措置済み

・右記以外で緊急に措置を要するもの

(1)大規模広域な災害に対する即応力の強化

- ・国・地方公共団体による積極的な情報の収集・伝達・共有の強化
- ・地方公共団体間における応援業務に係る都道府県・国による調整規定の新設、対象業務の拡大
- ・地方公共団体間の相互応援等を円滑化するための平素の備えの促進

(2)大規模広域な災害時における被災者対応の改善

- ・救援物資等を被災地に確実に供給する仕組みの創設
- ・市町村・都道府県の区域を越える被災住民の受入れ(広域避難)に関する都道府県・国による調整規定の創設

(3)教訓伝承、防災教育の強化や多様な主体の参画による地域の防災力の向上

- ・教訓伝承の新設・防災教育強化等による防災意識向上
- ・地域防災計画の策定への多様な主体の参画

(4)その他

- ・国・地方公共団体の防災会議と災害対策本部の役割の見直し

次の国会以降

・国民の権利義務に関連するもの
・費用負担も含めた国の役割のあり方 など

○減災等の理念の明確化と多様な主体の参画による防災意識の向上

○自然災害による国家的な緊急事態への対応のあり方

○被災者支援の充実

○復興の枠組みの整備

○避難の概念の明確化

○その他、災害対策法制全体の見直し

(参考1) 東日本大震災を受けた災害対策基本法の見直し

「防災対策推進検討会議」中間報告(平成24年3月7日決定)

・東日本大震災の教訓・課題を受けた防災対策全般の見直しの方向性を示す。



防災対策の充実・強化に向けた当面の取組方針(平成24年3月29日中央防災会議決定)

・大規模災害時における対応の円滑化等緊急性の高いものについて法制化の検討を進める。



災害対策基本法の一部改正(平成24年6月27日)

東日本大震災の主な教訓

1. 住民の避難や被災地方公共団体への支援等に関し、**広域的な対応がより有効に行える制度が必要**。その際には、事前の備えも必要。
2. 教訓・課題を防災教育等を通じて後世にしっかり伝承していく努力が大切。
3. 災害対策に当たっては、「直ちに逃げることを重視し、ハード・ソフトの様々な対策により被害を最小化する「減災」に向け、行政のみならず、地域、市民、企業レベルの取組を組み合わせなければ、万全の対策がとれない。

・災害対策基本法改正の概要

- (1) **大規模広域な災害に対する即応力の強化(内閣総理大臣による都道府県知事への応援の要求等)**
- (2) **大規模広域な災害時における被災者対応の改善(市町村長の広域一時滞在の協議、指定行政機関の長、指定地方行政機関の長、又は都道府県知事による被災地からの要請を待たない物資等の供給及び運送等)**
- (3) 教訓伝承、防災教育の強化や多様な主体の参画による地域の防災力の向上

(参考2) 災害対策基本法における非常時の取り扱いについて

- (1) 災害対策基本法では、災害時における国、都道府県、市町村の役割分担が整理、明記されている。
- (2) 東日本大震災では、災害が広域で発生したために、複数の市町村、あるいは複数の都道府県にまたがって被害が発生し、情報の収集、物資の確保、被災者の避難場所の確保等、複数の自治体が早期に協力できる態勢確保のための制度が必要となった。
- (3) 東日本大震災を踏まえて、今年の通常国会で行った災害対策基本法の改正では、大規模広域な災害に対する即応力の強化、大規模広域な災害時における被災者対応の改善、教訓伝承、防災教育の強化や多様な主体の参画による地域の防災力の向上が図られた。
- (4) 今後、防災対策推進検討会議の最終報告も踏まえ、災害対策法制の見直しを引き続き行う予定。
- (5) この中で、自然災害による国家的緊急事態への対応のあり方についても、現行法の災害緊急事態の布告の見直しを含めて、検討することとしている。